

7 技術者の資格（指定学科）表

法第7条第2号イ該当者

法施行規則第1条

※下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、御相談ください。

(P. 61参照)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は電気工事士法及び消防法の規定により原則として認められません。

(補足) 具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。

ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

※「具体的な指定学科」の並びは、各学科ごと50音順になっています。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学	開発科	土木工学に関する学	緑地土木科	機械工学に関する学	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境造園科		学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻		機械工学第二科
	環境科		学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻		機械航空科
	環境開発科		学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻		機械工作科
	環境建設科		環境都市科		機械システム科
	環境整備科		都市科		機械情報科
	環境設計科		都市システム科		機械情報システム科
	環境土木科		衛生科		機械精密システム科
	環境緑化科		環境科		機械設計科
	環境緑地科		空調設備科		機械電気科
	建設科		設備科		建設機械科
	建設環境科	設備工業科	航空宇宙科		
	建設技術科	設備システム科	航空宇宙システム科		
	建設基礎科	応用電子科	航空科		
	建設工業科	システム科	交通機械科		
	建設システム科	情報科	産業機械科		
	建築土木科	情報電子科	自動車科		
	鉱山土木科	制御科	自動車工業科		
	構造科	通信科	生産機械科		
	砂防科	電気科	精密科		
	資源開発科	電気技術科	精密機械科		
	社会開発科	電気工学第二科	船舶科		
	社会建設科	電気情報科	船舶海洋科		
	森林工学科	電気設備科	船舶海洋システム科		
	森林土木科	電気通信科	造船科		
	水工土木科	電気電子科	電子機械科		
	生活環境科学科	電気・電子科	電子制御機械科		
	生産環境科	電気電子システム科	電力機械科		
	造園科	電気電子情報科	農業機械科		
	造園デザイン科	電子応用科	学科名に関係なく機械(工学)コース		
	造園土木科	電子科	環境計画科		
	造園緑地科	電子技術科	建築科		
	造園林科	電子工業科	建築システム科		
	地域開発科学科	電子システム科	建築設備科		
	治山学科	電子情報科	建築第二科		
	地質科	電子情報システム科	住居科		
	土木科	電子通信科	住居デザイン科		
	土木海洋科	電子電気科	造形科		
	土木環境科	電波通信科	鉱山学に関する学	鉱山科	
	土木建設科	電力科			
	土木建築科	電気通信科			
	土木地質科				
農業開発科					
農業技術科					
農業土木科					
農業工学科 (ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械専攻、専修又はコースを除く。)					
農林工学科					
農林土木科					
緑地園芸科					
緑地科					

旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は第二種電気工事士免状とみなされる。

昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目

このほか、旧規則（改正前の技術士法施行規則）による部門「選択科目」

資格区分及びコード番号	建設業法「技術検定」		建設業の種類	
	合格証明書	免許証又は免状	建設業の種類	建設業の種類
電気工事士法「電気工事士試験」	技術士法「技術士試験」	建設業法「技術検定」	建設業の種類	建設業の種類
免状	登録証	合格証明書	建設業の種類	建設業の種類
第一種電気工事士	部門、「選択科目」 (選択科目がある場合は、登録証の他に、選択科目が記載されている「合格証明書」を添付すること。)	免許証又は免状	建設業の種類	建設業の種類
第二種電気工事士 (免許交付後実務経験三年以上)	部門、「選択科目」 (選択科目がある場合は、登録証の他に、選択科目が記載されている「合格証明書」を添付すること。)	免許証又は免状	建設業の種類	建設業の種類
56	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
55	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
54	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
53	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
52	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
51	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
50	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
49	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
48	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
47	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
46	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
45	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
44	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
43	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
42	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
41	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
39	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
38	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
37	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
34	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
33	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
30	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
29	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
28	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
27	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
23	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
22	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
21	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
20	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
16	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
15	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
14	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
13	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
12	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木
11	衛生工学「水質管理」	建設業	土木	土木

(注) 平成15年以前の科目名は「廃棄物処理」

9 国家資格等についての問合せ先

資格等	試験の実施機関等	所管庁等
建設機械施工技士	(一社) 日本建設機械施工協会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-1501 http://www.jcmanet.or.jp/	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-914
土木施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
建築施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
電気工事施工管理技士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
管工事施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
造園施工管理技士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
建築士 木造建築士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒104-0031 中央区京橋2-14-1 TEL 03-5524-3105 http://www.jaeic.jp/	(一社) 東京建築士会 (注) TEL 03-3536-7711 (直通)
技士	(公社) 日本技術士会 〒105-0001 港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8階 TEL 03-3459-1333 http://www.engineer.or.jp/	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 TEL 03-5253-4111(代) 内3888
電気工事士	(一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 R B M東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 防災調整係 TEL 03-5388-3541 (直通)
電気主任技師	(一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 R B M東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 TEL 03-3501-1742 (直通)
電気通信主任技師	(一財) 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階 TEL 03-5907-6556 http://www.shiken.dekyo.or.jp/	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL 03-5253-5858
地すべり防止工事技士	(一社) 斜面防災対策技術協会 〒105-0004 港区新橋6-12-7 新橋SDビル6F TEL 03-3438-0493 http://www.jsuberi-kyokai.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 24-744
建築設備士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒104-0031 中央区京橋2-14-1 TEL 03-5524-3105 http://www.jaeic.or.jp/	国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL 03-5253-8111(代) 内39-539
計装士	(一社) 日本計装工業会 〒105-0001 港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル5階 TEL 03-3580-8921 http://www.keiso.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-824
給水装置工事主任技師	(公財) 給水工事技術振興財団 〒103-0015 中央区日本橋箱崎町4-7 日本橋安藤ビル TEL 03-5695-2511 http://www.kyuukou.or.jp/	厚生労働省 健康局 水道課 TEL 03-5253-1111(代) 内4029
消防設備士	(一財) 消防試験研究センター 中央試験センター 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20 TEL 03-3460-7798 http://www.shoubo-shiken.or.jp/	総務省 消防庁 予防課 TEL 03-5253-7523
技能士	東京都職業能力開発協会 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階 TEL 03-5211-2353 http://www.tokyo-nokaikyo.or.jp/	東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 TEL 03-5320-4717 (直通)
監理技術者 資格者証	(一財) 建設業技術者センター 〒102-0084 千代田区二番町3番地 麹町スクエア4階 TEL 03-3514-4711 http://www.cezaidan.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744

(注) 他道府県在住の一級建築士については、各住所地の建築士会へお問い合わせください。また、他道府県登録の二級建築士・木造建築士については、各道府県又は各道府県指定登録機関へお問い合わせください。

10 解体工事業について

(1) 業種区分の新設の経緯

高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、その維持更新が重要な時代に突入しています。重大な公衆災害発生・環境等の視点や建築物等の老朽化等に対応した適正な施工体制を確保するため、建設業法等の一部を改正する法律が平成26年6月に公布されました。建設業許可の業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業が新設されます（平成28年6月1日施行）。この改正建設業において、解体工事での事故を予防するとともに、解体工事の質を確保するため、法定の実務経験や資格を有する技術者を配置する必要があります。

(2) 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

① 平成28年6月1日の改正法施行日において、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月末まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することができます。

その後も解体工事業を営む場合、平成31年5月末までに解体工事業の許可を追加申請する必要があります。

② 平成28年6月1日の改正法施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなします。

③ 技術者については後述します。

(3) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 以下略	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 以下略	● 現行のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。	
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。	
	解体を伴う新設		解体のみ	
	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して同じものを作る	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して新築住宅を作る	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して更地にする	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して更地にする
H28 5/31以前	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	とび・土工工事で施工	とび・土工工事で施工
H28 6/1以降	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	各専門工事で施工 例：電気工事業	解体工事で施工

(4) 解体工事業の経營業務の管理責任者の要件

- ① 解体工事業について5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ② 施行日以前（平成28年5月31日以前）のとび・土工工事業について5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ③ 上記以外の建設業で7年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

(5) 解体工事業の技術者要件

- ① 監理技術者の資格等（特定建設業許可の専任技術者）は次のいずれかの資格等を有する者です。
 - ・ 1級土木施工管理技士 ※1
 - ・ 1級建築施工管理技士 ※1
 - ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※2
 - ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- ② 主任技術者の資格等（一般許可の専任技術者）は次のいずれかの資格等を有する者です。
 - ・ 監理技術者の資格のいずれか
 - ・ 2級土木施工管理技士（土木） ※1
 - ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※1
 - ・ とび技能士（1級）
 - ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者（平成15年度以前に合格した者の実務経験期間は1年以上となる）
 - ・ 建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
 - ・ 大卒及び専修学校専門課程卒で専門士及び高度専門士（指定学科）3年以上、高卒及び専修学校専門課程卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
 - ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
登録講習実施機関は平成28年6月1日以降決まるため、登録後順次官報公告が行われます。

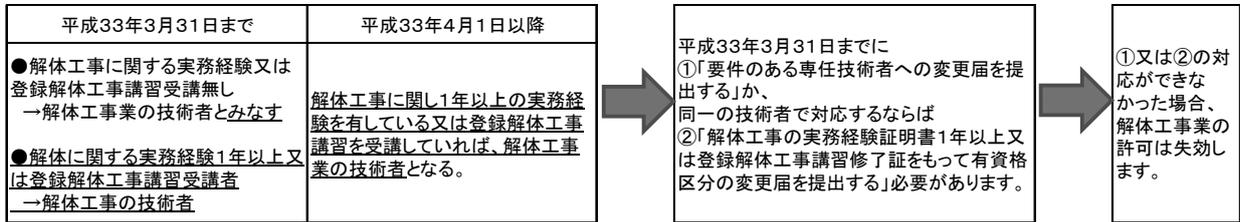
※2 当面の間、解体工事業に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

③ 技術者要件に関する経過措置

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る）も解体工事業の技術者とみなします。

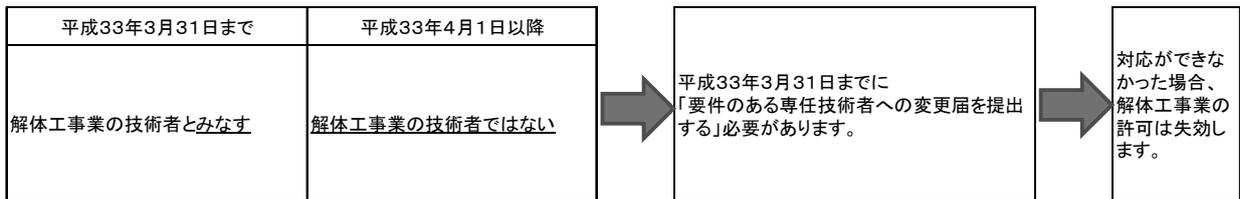
(例1) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(土木)の場合

←上記の解体工事業の技術者要件に当たる資格



(例2) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

←上記の解体工事業の技術者要件に当たらない資格



④ 法施行前後のとび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱い

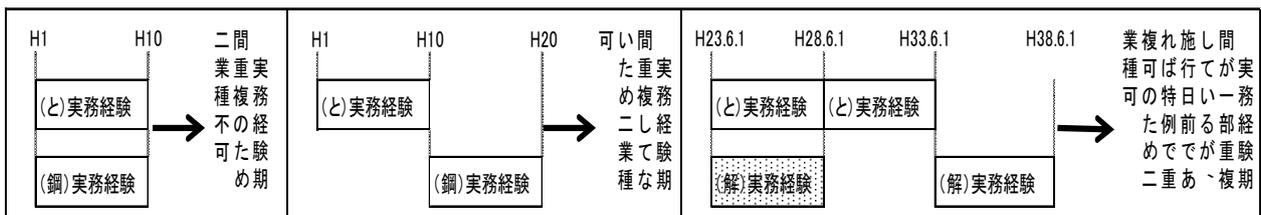
新とび・土工工事の経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数となります。

解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数となります。

原則として解体工事の実務経験年数の算出については、P. 48 記載の確認資料の取扱いと同様に請負契約書等で工期を確認して解体工事の実務経験年数を算出します。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数となります。

ただし、旧とび・土工工事業の許可業者が既に提出している変更届出書（決算報告）における工事経歴書にて明らかに解体工事を期間分行っていることが確認できる場合は、上記と同等扱いとします。（副本の表紙及び当該工事工事経歴書の写しを確認資料に添付し、原本提示）

原則同一の者が複数業種の実務経験を証明する場合、実務経験期間の重複は認められません。しかし、平成28年5月31日までに請け負った旧とび・土工工事の実績での実務経験に限り、同期間の中に解体工事の実績がある場合、実務経験期間が重複していても計上が可能となります。



(5) 工事経歴書（以下様式第二号）及び直前3年の各事業年度における工事施工金額（以下様式第三号）の記載方法

① 業種追加申請の場合

「とび・土工工事業」の許可を取得して解体工事を施工していた建設業者が、「解体工事業」の業種追加申請を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は直近の決算期の工事実績を作成し、様式第三号は「解体工事」の欄を作成して直前3年分の決算期の売上を計上してください。ただし、施行日以前（平成28年5月31日以前）に契約した工事に関しましては、「とび・土工工事」の売上に計上したままで申請することが可能です。

② 経過措置の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づき、「とび・土工工事業」の許可で「解体工事業」を営んでいる建設業者の変更届（決算報告）を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は作成せず、様式第三号の施行日以前の実績は「とび・土工工事」の欄に決算期の売上を計上し、施行日以後（平成28年6月1日以後）の実績は「その他の建設工事の施工金額」に決算期の売上を計上してください。

③ 経営事項審査の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づきとび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設業者が経営事項審査を受ける場合、過去に遡ってとび・土工工事と解体工事に振り分けて記載していただく必要があります。

その建設業者の解体工事の実績の様式第二号は「その他（工事）」という名称とし、経営事項審査を受ける際に「計算基準の区分」を「2年平均」とした場合は、直近及び前年審査対象事業年度分の様式第二号、「3年平均」とした場合は、直近及び前年並びに前々年審査対象事業年度分の様式第二号をそれぞれ作成・持参のうえ審査を受けてください。

過去に遡って変更届（決算報告）及び変更届（決算報告）の訂正を提出する必要はありません。